

社労連第 392 号  
令和 6 年 6 月 26 日

都道府県社会保険労務士会会长 殿

全国社会保険労務士会連合会  
会長 大野 実  
(公印省略)

### **社労士のホームページ等における障害年金に関する情報発信の内容について**

謹啓 平素は、当連合会の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、平成 28 年 8 月 30 日付社労連第 575 号「社労士による障害年金への対応について」にて既にご対応いただいているところですが、今般、厚生労働省年金局事業管理課給付事業室より別添「障害年金における社会保険労務士のホームページにおける情報発信の内容について」のとおり対応の要請がございました。

つきましては、業務ご多端の折誠に恐縮ではございますが、当該要請に基づいて、適正さ、公正さの疑われる情報発信等が起きないよう貴会会員に周知を図っていただくとともに、上記に該当するような会員による行為が確認された場合は、指導等適切なご対応を賜りますようお願い申し上げます。

また、障害認定基準については下記の日本年金機構ホームページに記載がございますので、併せて周知賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件は連合会ウェブサイトの会員専用ページに掲載しておりますことを申し添えます。

謹 白

記

日本年金機構ホームページ 国民年金・厚生年金保険 障害認定基準

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/shougainenkin/ninteikijun/20140604.html>

以上

(担当 : 業務部企画・広報課企画係)

令和 6 年 5 月 28 日  
厚生労働省年金局  
事業管理課給付事業室

## 障害年金における社会保険労務士のホームページにおける情報発信の内容について

平成28年に「障害年金における社会保険労務士の適正な業務に向けて」により対応をお願いしてきたところですが、今般、一部の社会保険労務士のホームページにおいて、以下のとおり誤解を招くような適切でないとみられる表現があるとの指摘があったところです。障害年金の請求を考えている方が、請求を断念することにもつながりかねないため、貴連合会から会員宛周知いただくようご対応をお願いいたします。

### 指摘のあった適切でないとみられる表現

「合併症がないと糖尿病は障害基礎年金がおりない」という趣旨のもの

※ 障害年金の認定は、個々人の状況を下記の認定基準に照らして判断しており、合併症の有無に関わらず、障害等級 2 級に認定している場合もある。

### (参考)

#### 国民年金・厚生年金保険障害認定基準 抜粋(別添参照)

(5) 糖尿病については、必要なインスリン治療を行ってもなお血糖のコントロールが困難なもので、次のいずれかに該当するものを 3 級と認定する。ただし、検査日より前に 90 日以上継続して必要なインスリン治療を行っていることについて、確認のできた者に限り、認定を行うものとする。  
なお、症状、検査成績及び具体的な日常生活状況等によっては、さらに上位等級に認定する。

ア 内因性のインスリン分泌が枯済している状態で、空腹時又は随時の血清 C ペプチド値 が 0.3ng/mL 未満を示すもので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの

イ 意識障害により自己回復ができない重症低血糖の所見が平均して月 1 回以上ある もので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの

ウ インスリン治療中に糖尿病ケトアシドーシス又は高血糖高浸透圧症候群による 入院が年 1 回以上ある もので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの

## 第15節／代謝疾患による障害

代謝疾患による障害の程度は、次により認定する。

### 1 認定基準

代謝疾患による障害については、次のとおりである。

| 令別表         | 障害の程度 | 障　　害　　の　　状　　態  |
|-------------|-------|--|
| 国年令<br>別　　表 | 1 級   | 身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの                     |
|             | 2 級   | 身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの |
| 厚年令<br>別表第1 | 3 級   | 身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの   |

代謝疾患による障害の程度は、合併症の有無及びその程度、代謝のコントロール状態、治療及び症状の経過、具体的な日常生活状況等を十分考慮し、総合的に認定するものとし、当該疾病の認定の時期以後少なくとも1年以上の療養を必要とするものであって、長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に、また、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のものを3級に該当するものと認定する。

### 2 認定要領

- (1) 代謝疾患は、糖代謝、脂質代謝、蛋白代謝、尿酸代謝、その他の代謝の異常に分けられるが、認定の対象となる代謝疾患による障害は糖尿病が圧倒的に多いため、本節においては、糖尿病の基準を定める。
- (2) 糖尿病とは、その原因のいかんを問わず、インスリンの作用不足に基づく糖質、脂質、タンパク質の代謝異常によるものであり、その中心をなすものは高血糖である。  
糖尿病患者の血糖コントロールの困難な状態が長年にわたると、糖尿病性網膜症、糖尿病性腎症、糖尿病性神経障害、糖尿病性壞疽等の慢性合併症が発症、進展することとなる。  
糖尿病の認定は、血糖のコントロール状態そのものの認定もあるが、多くは糖尿病合併症に対する認定である。
- (3) 糖尿病による障害の程度は、合併症の有無及びその程度、代謝のコントロール状態、治療及び症状の経過、具体的な日常生活状況等を十分考慮し、総合的に認定する。

(4) 糖尿病による障害の程度を一般状態区分表で示すと次のとおりである。

一般状態区分表

| 区 分 | 一 般 状 態   |
|-----|---|
| ア   | 無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの                                 |
| イ   | 軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできるもの 例えれば、軽い家事、事務など                  |
| ウ   | 歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあります、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの        |
| エ   | 身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就寝しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの |
| オ   | 身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就寝を強いられ、活動の範囲がおむねベッド周辺に限られるもの                |

(5) 糖尿病については、必要なインスリン治療を行ってもなお血糖のコントロールが困難なもので、次のいずれかに該当するものを3級と認定する。

ただし、検査日より前に90日以上継続して必要なインスリン治療を行っていることについて、確認のできた者に限り、認定を行うものとする。

なお、症状、検査成績及び具体的な日常生活状況等によっては、さらに上位等級に認定する。

ア 内因性のインスリン分泌が枯渢している状態で、空腹時又は随時の血清Cペプチド値が0.3ng/mL未満を示すもので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの

イ 意識障害により自己回復ができない重症低血糖の所見が平均して月1回以上あるもので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの

ウ インスリン治療中に糖尿病ケトアシドーシス又は高血糖高浸透圧症候群による入院が年1回以上あるもので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの

(6) 糖尿病性網膜症を合併したものによる障害の程度は、本章「第1節 眼の障害」の認定要領により認定する。

(7) 糖尿病性壞疽を合併したもので、運動障害を生じているものは、本章「第7節 肢体の障害」の認定要領により認定する。

(8) 糖尿病性神経障害は、激痛、著明な知覚の障害、重度の自律神経症状等があるものは、本章「第9節 神経系統の障害」の認定要領により認定する。

(9) 糖尿病性腎症を合併したものによる障害の程度は、本章「第12節 腎疾患による障害」の認定要領により認定する。

(10) その他の代謝疾患は、合併症の有無及びその程度、治療及び症状の経過、一般検査及び特殊検査の検査成績、認定時の具体的な日常生活状況等を十分考慮して、総合的に認定する。

社労連第 575 号  
平成 28 年 8 月 30 日

都道府県社会保険労務士会会长 殿

全国社会保険労務士会連合会  
会長 大西健造  
(公印省略)

### 社労士による障害年金への対応について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当連合会の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、平成 28 年 4 月 11 日付社労連第 228 号にて示されている「不適切な情報発信に関する指導指針（以下「指導指針」という。）」に基づくご対応の中の一つとして既にお願い申し上げましたところですが、今般、厚生労働省年金局事業管理課給付事業室より別添の「障害年金における社労士の適正な業務に向けて」について対応の要請がございました。

つきましては、業務ご多端の折誠に恐縮ではございますが、当該要請に基づいて、適正さ、公正さの疑われる情報発信や医師への働きかけが起きないよう貴会会員に周知を図っていただくとともに、上記に該当するような会員による行為が確認された場合は、指導等適切なご対応を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

（担当：業務部企画課）

平成28年8月8日  
厚生労働省年金局  
事業管理課給付事業室

## 障害年金における社会保険労務士の適正な業務に向けて

### 1 経緯・趣旨

先般の打合せにおいて、障害年金における社会保険労務士の業務の適正さが疑われる具体的な事例を厚生労働省において収集することとなっておりました。

具体的な事例について整理をしましたので、事例についての意見交換、今後の対応についてご相談させていただきたいと思います。

あわせて、以下に掲げる事例等を踏まえ、適正さ、公正さの疑われる情報発信や医師への働きかけが起きないように、職業倫理上配意すべき事項を整理の上、会員あてに周知いただくよう、ご対応をお願いいたします。

### 2 ホームページにおける情報発信の内容について

社会保険労務士が開設するホームページにおける情報発信の内容について、適正さが疑われる事案を整理しました。

| 類型                                    | 偏った表現の具体例               | 理由   |
|---------------------------------------|-------------------------|--|
| 制度や運用を不恰當に悪く表現し、社会保険労務士に依頼することを誘導する表現 | 障害年金の審査は性悪説             | 性悪説と偏って表現することにより、公的制度の中立性を歪めている。                     |
|                                       | 年金事務所の担当者は味方ではない        | 敵味方という対立図式で描くことにより、公的制度の中立性を歪めている。                   |
|                                       | 落とし穴                    | 受給要件を落とし穴と偏って表現することにより、公的制度の信頼性を損ねている。               |
|                                       | 病状病歴を詳細に書くことで揚げ足取りをされる  | 要件や認定基準に適合するかどうかの審査を「揚げ足取り」と悪く印象付けている。               |
|                                       | 落とすための審査                | 要件や認定基準に適合するかどうかの審査を「落とすため」と悪く印象付けている。               |
|                                       | 審査が厳しくなっている             | 要件や認定基準に適合するかどうかの審査を、「厳しくなっている」と不安や切迫感を煽るように印象付けている。 |
|                                       | 年金事務所に障害年金のことを見かないでください | 年金事務所に相談することを妨げている。                                  |
| 制度趣旨に照らしてなじまない表現                      | 成功・失敗                   | 要件や認定基準に適合するかどうかを成功・失敗と表現するのはなじまない。                  |
|                                       | 損をした                    | 要件や認定基準に適合するかどうかを損得で表現するのはなじまない。                     |
|                                       | 確実に受給する方法               | 要件や認定基準に適合するかどうかを「確実なものにする」のは不適切。                    |

| 類型            | 偏った表現の具体例                                    | 理由   |
|---------------|--|--|
| 事実を恣意的に抜き出すこと | 就労欄に記載しないことを勧める                              | 診断書を含めた証明書類や申請書類は、事実を記載すべきものであり、有利不利で記載項目を選ぶものではない。          |
|               | 2級レベルの診断書を書いてもらうには<br>2級レベルの病歴・就労状況等申立書を書くには | 診断書を含めた証明書類や申請書類は、事実を適切に記載すべきものであり、支給要件に合うように記載内容を変えるものではない。 |
|               | 「細かく書くべきところ」と「簡単に書くべきところ」のさじ加減               | 診断書を含めた証明書類や申請書類は、事実を適切に記載すべきものであり、有利不利で記載内容を変えるものではない。      |

### 3 社会保険労務士による医師への働きかけの内容について

社会保険労務士による医師への働きかけの内容について、社会保険労務士の業務に照らして適正さ、公正さが疑われる事案を整理しました。

| 適正な業務が疑われる事例  | 理由  |
|---|---|
| 社会保険労務士から主治医に向けた依頼文書において、診断書に記載された障害の程度よりも重く記載するよう求めた事例。        | 障害の程度は医師が判断するものであり、社会保険労務士がこの程度が相当として修正を求めるのは、公正さが疑われる。 |
| 社会保険労務士から主治医に向けた依頼文書において、初診日に関する保険者の判断を誘導するように診断書の修正（削除）を求めた事例。 | 診断書の内容について、障害年金の受給に有利になるよう、削除を求めており、公正さが疑われる。           |
| 社会保険労務士が主治医に面会し、単なる情報提供を超えて、事実上の交渉をしつこく求めた事例。                   | 診断書の内容は医師の判断に拠るものであり、交渉するものではないため、適正さ、公正さが疑われる。         |